

# 自然の領有における階層構造

——字（あざ）の世界と一筆耕地の世界

片 山 剛

はじめに	315
I 村の領域と収益（1934年）	316
II 字の世界と一筆耕地の世界（土地改革前夜）	325
おわりに	331

## はじめに

---

かつて近世日本の村<sup>(1)</sup>のような村落共同体（「団体としての村」）が旧中国社会にも存在していたか否かの論争があった。ここで「団体としての村」を、村が団体としての機能、すなわち財産（不動産・動産）を有し、それにもとづく収入・支出があること、また農民が村への帰属意識をもち、その村に所属することで、他の村の村民が享受できない何らかの権利をもつこと、と理解しておく。上記論争では、華北と華中で実施された農村慣行調査の資料をもとに論争が行われ、「団体としての村」の存在はほぼ否定される形で終息した<sup>(2)</sup>。そしてその後も、「団体として村」の存在を明快に実証した研究は出ていない。

筆者はこれまでに「団体としての村」の問題を、「村の土地」の存否の問題から検討し、2本の論考を公表した。そして、「村の土地」の存在を推測することはできたが、疑問の余地なく実証するまでには至らなかった〔片山1996、片山2008〕。このうち片山2008は、史料に登場する地方特有の術語の意味を解読できないまま、ワークショップ用の暫定稿として執筆したものである。しかし、それら術語の解明が展望を開くのではないかと考え、2009年1月、史料の舞台となっている農村に赴いて聞き取り調査を行ったところ、「村の土地」の問題を含む、中国における自然の領有のあり方について、想像外の新知見を得た。そして、その新知見は一刻も早く紹介する必要があると判断し、前稿を修正・要約した部

分とともに、ここに公表する次第である。

さて、すでにお気づきかもしれないが、本稿題目中の「自然の領有」は、寺田浩明氏の論文「中国近世における自然の領有」[寺田1989]を意識して冠したものである。寺田氏は、宋代以降、特に清代における私人の土地所有<sup>(3)</sup>のあり方について、鋭い着眼と明晰な論理にもとづいた概念的分析を加えた。そして、近世中国における土地所有とは、ある土地を包括的排他的全面的（あるいは物理的）に支配することではなく、その土地において耕作ないし収租の方法で経営収益する正当性をもつことであり、また、課税という国家的賦課は収益から差し引かれる損金として最初から自明視されていた、と結論した。この結論とそこに至る論理展開は「みごと」の一言である。

ところで、寺田氏の描いた領有観は、近世、さらに近現代の中国における自然（さしあたりは民地に限定しても）の領有という事象全体を眺めた場合、その全体を説明したものなのか、それともその一部を説明したものなのか、この点については議論の余地があるように思われる。というのは、寺田氏の検討対象は、収益性があり、かつ王朝の課税対象となっている自然（主に一筆々々の耕地）であり、収益性はあるが非課税（厳密に言えば、恒常的に非課税）の自然は視野に入っていないからである。ただし、ここにいう非課税の自然とは具体的には何かを示さなくては、筆者の意図も読者に通じないであろう。この点は「村の土地」とも関連させて、行論のなかで示していきたい。

本稿の舞台は広州から西へ60キロ、1934年時点では広東省高要県第八区の金東圍、行政区画が変更された現在では同省の肇慶市高要市金利鎮の金安圍<sup>(4)</sup>という堤防に囲まれた農村で、扱う時期は1934年および1952年の土地改革前夜である。なお本稿では、史料用語を除き、「境界」を「土地（および水面）のさかい」の意味で用い、「領域」を「境界内の土地（および水面）」の意味で用いることにする。

## I 村の領域と収益（1934年）

### 1 田畝調査と郷の領域

1928～36年の広東省は、蒋介石と対立する陳済棠等のいわゆる西南派が実効支配していた。陳済棠は1933年10月に、土地調査事業を進める方針を採択する。その計画案として、民政庁と財政庁からそれぞれプランが提出される。民政庁のプランは、三角測量等の本格的測量の実施を伴うため、測量の専門家等の養成に時間がかかり、全省でただちに実施するのは困難であった。そのため、一部地域で開始し、漸次その範囲を拡大していくことになった<sup>(5)</sup>。財政庁のプランは、本格的測量を行わず、かつ調査対象を「田畝」（宅地・山

地等は除外し、耕地、養魚池たる池塘などの課税対象となっている広義の農地）に限定したものであった。そして、末端の現場における調査業務を郷に委託し、各郷が自己の領域内に所在する田畝について、一筆ごとの情報をその所有者（「業主」）や借地者（「佃戸」）に自己申告させるものであった〔片山2006〕。このプランは直ちに全省で実施に移されたが、その際に問題となることの一つに、調査範囲の単位となる各郷の領域が画定されているか否かがあった。

この点につき、高明県をはさんで高要県の南に位置する鶴山県が、田畝調査のために制定した「鶴山県田畝調査細則」<sup>(6)</sup>を見よう。その第3条は、ある田畝の調査を担当する郷（ないし鎮）を、属地主義にもとづき、当該の田畝が所在する郷（ないし鎮）とすること；当該田畝の佃戸・業戸・典主・按主等の者が所属する郷（ないし鎮）が調査を担当するのではないこと；を規定している。また第16条は、もし区や郷の領域を画定する必要がある場合には、属地主義にもとづき、当該の区や郷が従来の慣習で管轄している領域を基準とすることを規定している。すなわち第3条では、一筆々々の田畝がどの郷に所在（=所属）するかは既定のこととされている。そしてその理由は、第16条から、「慣習」によって、各郷が「管轄する」領域が決まっているからであるとされている。なお第16条は、領域を画定する時の証拠として県志・碑記などを挙げる。しかし、領域を決める慣習の具体的内容そのものは例示されておらず、不明である。したがって、研究者自身が個別事例から探っていく必要がある。

## 2 金溪郷と白藤岡郷の領域争論

ここで検討するのは、1934年に高要県第八区金溪郷と白藤岡郷の間で起きた領域争論である<sup>(7)</sup>。具体的検討に入る前に、1930年代前半の広東省農村にかかわる基礎事項を整理しておきたい。1928年、国民政府は県市村里制自治法を頒布し、29年に区郷鎮自治法に改正する。この29年規定により、地方行政単位の体系は〈省政府——県政府——区公所——郷・鎮公所……旧行政村<sup>(8)</sup>〉となり、基層組織の編成は、25戸で1里をつくり、40～100里で1個の郷あるいは鎮とし、20～50郷・鎮で区とすることになった。そして高要県の場合、多少原則とは異なるが、1県9区64郷鎮に編成された<sup>(9)</sup>。

金溪郷の過半と白藤岡郷（現名は金江村）とはいずれも金東圍という堤防内に所在する（図1・2・3）。1940年代の史料によれば<sup>(10)</sup>、金東圍（旧名は金溪隄）は、元の至正元年（1341年）に、郷人の杜必昌らによって建設された。堤防の全長は4,770丈（53,519市尺）＝約16キロ。圍内の人口は21,000人で、農地は13,066畝（12,040市畝）＝約870ヘクタール。圍内に所在する旧行政村は計17村である。

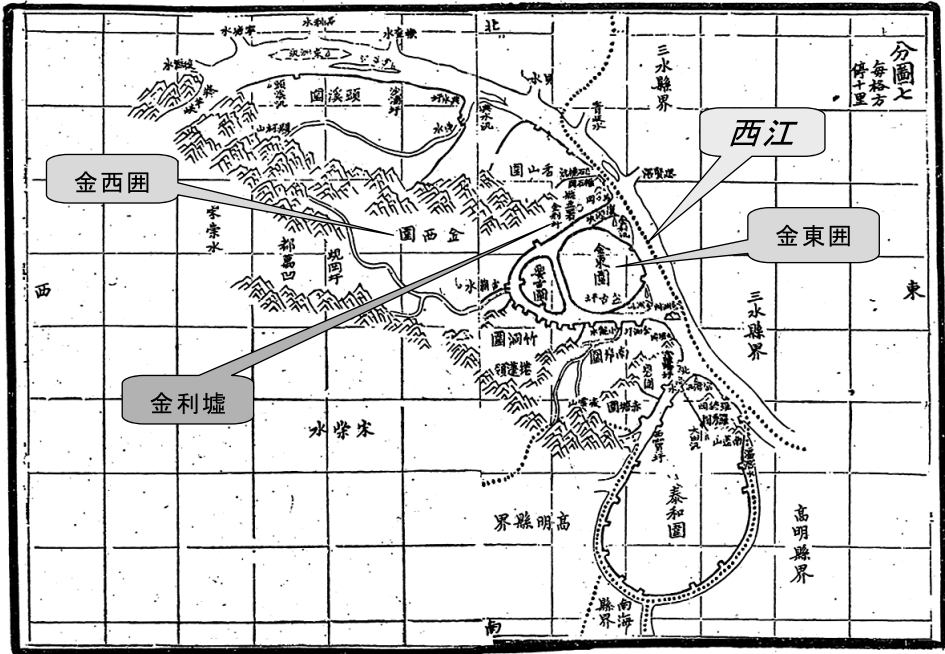


図1 金東園の位置（道光6年 = 1826年刊『高要県志』卷四・輿地略二、附分図七。台北・成文出版社影印、中国方志叢書版、p.54）

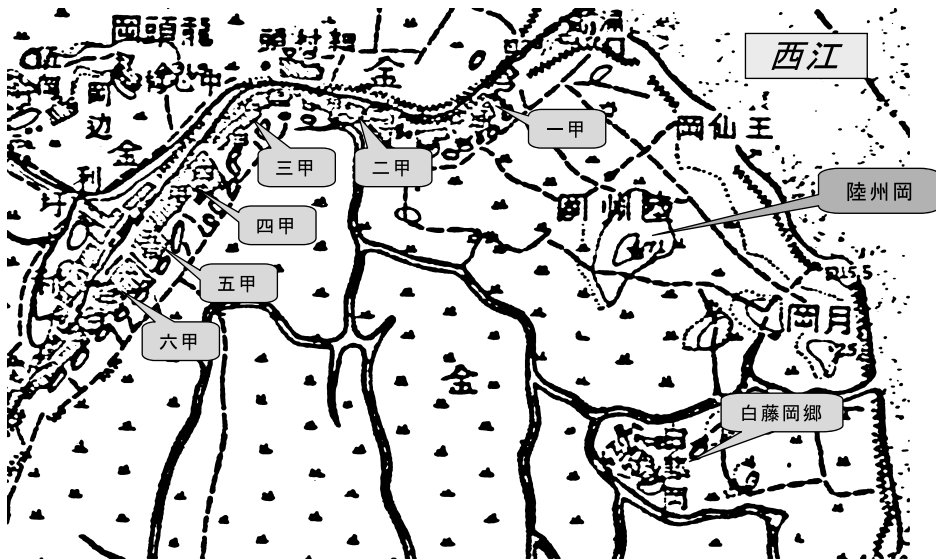


図2 金東園の北半、金溪郷一甲～六甲および白藤岡の各集落の位置

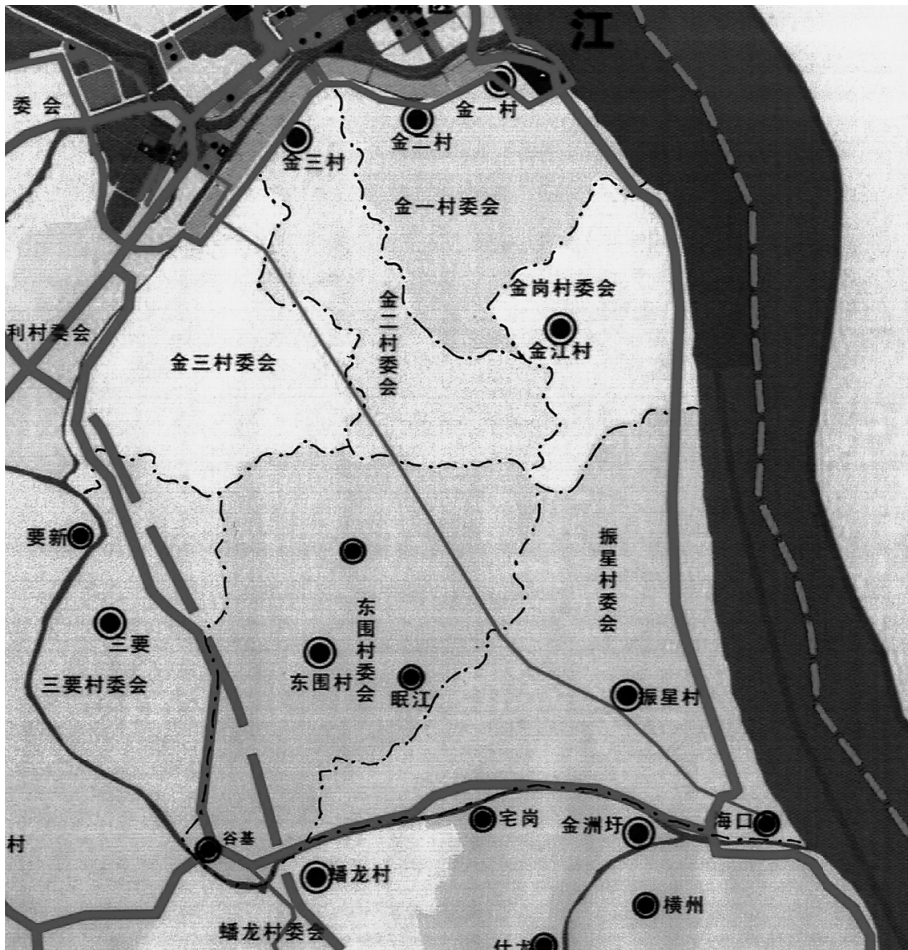


図3 現在の金東園における集落分布の概要と各村民委員会の領域（金利鎮人民政府編『金利投資指南』所収の「高要市金利鎮総体規劃」（p.4）の一部に加工）  
金一村委會の領域はさらに一甲と二甲の領域に分かれる。金二村委會と金三村委會もそれぞれ2つの自然村（旧行政村）の領域に分かれる。

第八区は、もともと5つの約から構成されていた。このうち本稿に関係するのは金溪約と清平約である。金溪郷の構成は旧金溪約のそれを引き継いでおり、計10個の旧行政村を管轄する。そのうち金東園に所在する村は、①一甲、②二甲、③三甲、④四甲、⑤五甲、⑥六甲の計6村である（図2・3）<sup>(11)</sup>。一方、白藤岡郷は旧清平約所属の行政村の1つであったが、1932年に単独の郷として独立し、1934年7月時点でも独立の郷であった。旧清平約所属の旧行政村は、白藤岡を含めて計30個であったが、そのうち金東園に所在するのは、⑦白藤岡、⑧東慶、⑨淳村（現名は振星村）、⑩竹洲（武竹洲）、⑪茅洲、⑫眠岡（眠江）、

⑬渤海、⑭墨岡（墨江）、⑮塋心、⑯谷基（穀基）、⑰盤古、以上の11村である（図2・3）<sup>(12)</sup>。なお本稿では「村」という語を、1929年までの行政村に相当するものを指して用いる。具体的には金東圏内に所在する上記17村を指す<sup>(13)</sup>。

さて1934年、省財政庁が所管する田畝調査を白藤岡郷が自己の領域で実施し始める。ところが金溪郷一甲・二甲・三甲の者が、そこは金溪郷の領域であると主張して妨害したため、訴訟となる。この時、白藤岡郷は集落周辺の1,200畝を自郷の領域と主張する。その根拠は2つから成る。第一は、「白藤岡郷と金溪郷の一甲・二甲・三甲とは天然の地形で区切られている」と「〔集落周辺の1,200畝の〕田畝は一・二・三甲の〔領域内に所在する〕田畝ではない」という属地主義にもとづく主張である<sup>(14)</sup>。第二は、これを補強するもので、この1,200畝の田畝を所有し、かつ耕作し、かつ納税する者は白藤岡郷の者である<sup>(15)</sup>という属人主義的主張である。

ところで史料1の前略部分によれば、当時、白藤岡郷では田畝調査が進行していたという。幸いに国立中央図書館台湾分館に、騰岡郷（＝白藤岡郷）の「高要縣第八區騰岡郷田畝調査清冊」（以下、「清冊」と略記する）が収蔵されている<sup>(16)</sup>。それによると、該郷の土地は全部で49段に分けられている（図4）。最も早い調査日は、第1段の1934年5月5日であり、史料1に見られる主張をした5月ごろには、確かに田畝調査を始めていた。それ以外の48段は6月に行われ、調査冊として完成したのは同年8月である。全49段のうち、苗代155筆を除く耕地（主に水田）の総筆数は1,984筆である。そのうち白藤岡郷に申告されたのは1,670筆で、その総面積は約1,600畝である。申告されたのは、東慶村の人が自耕する12筆（総面積32畝）を除き、他はすべて白藤岡郷の人が経営耕作者（自耕農ないし佃農）となっている土地である。

全49段1,984筆のうち、どの部分を白藤岡郷が自己の領域と考えていたのかは、「清冊」には明記されていないが、省財政庁や高要県が規定した田畝調査冊の作成方法<sup>(17)</sup>に照らせば、49段すべてが白藤岡郷の領域となる。つまり、申告された総面積約1,600畝でさえも、史料1にいう1,200畝をかなり越えており、「清冊」に示される白藤岡郷の主張と史料1におけるそれとは矛盾するといわざるをえない。ただし、「清冊」所載の絵図等は貴重な史料となるので、適宜利用していくことにしたい。

さて、この訴訟は高要県長が第八区に調停させたが、調停は不調に終わったらしく、最終的には省民政庁から視察の呉魯賢が派遣され、その調査報告と処理案が民政庁に提出される。史料2が呉の調査結果と解決案である。呉は金溪郷側の主張を次のように整理している。

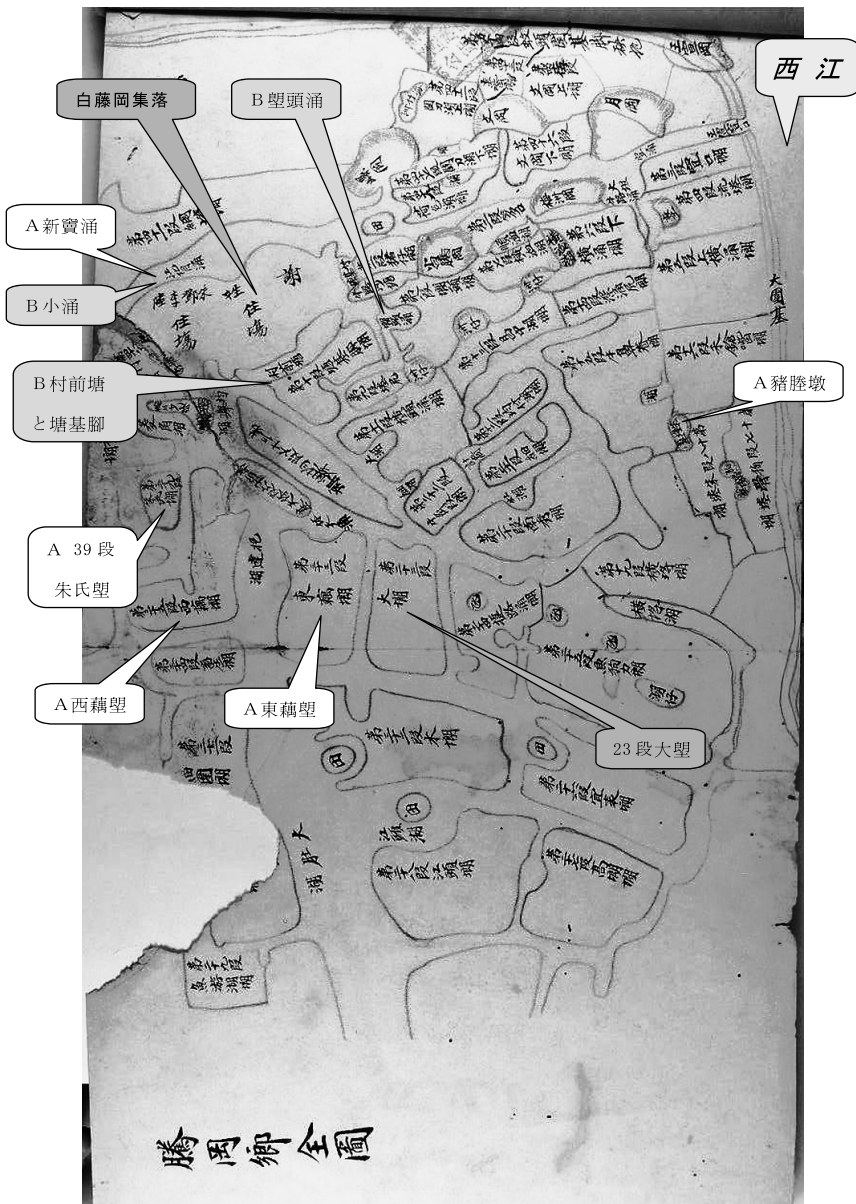


図4 「騰岡郷（白藤岡郷）全図」（1934年作製「高要縣第八區騰岡郷田畝調査清冊」より）  
正視して図の上が北、右が東。破損箇所には第30段大肚湖壟がある。

元代に、金溪郷の先祖たちは、清平郷<sup>(18)</sup>の先祖たちと一緒に金東圍を築いた。その時、金東圍の堤防と田地を十甲に分けた。十甲のうち、第一～六甲は金溪郷の持ち分とし、第七～十甲は清平郷の持ち分とした。各甲の領域内の「涌源」「壟埜（鴨埜）<sup>(19)</sup>」「寄庄谷」【=寄庄穀】等は、当該の甲の収益とし、堤防を築いた時に投下した労働力へ

の報酬および今後における堤防の修理・補修のための用意とした。そして囲の図面を描いて領域を分けた。こうして数百年間、なんら問題はなかった。金東囲を築いた時、騰江（白騰岡とも、また白騰江ともいう）の集落はまだ存在しておらず、今の騰江の集落所在地とその周囲の「涌源」「壟埜（鴨埜）」「禾田」<sup>(20)</sup>は、いずれも金溪郷の領域であった。現在、騰江は一個の独立した郷となっているが、どんなに譲歩しても集落部分を騰江郷の領域とすべきであり、集落より外側は金溪郷の領域とすべきである。

金溪郷の主張は、金東囲の建設時に、開発者間で取り決められた権利・義務を付与された地理的範囲を根拠にしている。耕地の所有者・耕作者・納税者がだれであるかは問題にしていない。名称からみて、金溪一甲が金東囲の第一甲の権利・義務をもち、以下、金溪二甲が第二甲のそれを有するのであろう。ここで注意したいのは、各甲が自己の領域内から「涌源」「壟埜（鴨埜）」「寄庄穀」等の収益を得ていることである。これは、各甲が一個の主体として収益を得ていることを示唆する。その具体的状況は後段で聞き取り調査にもとづいて紹介しよう。

金溪郷の主張に対する呉魯賢の判断と解決案は次のとおりである。なお、呉の解決案は民政庁に採用され、最終決定として高要県第八区に到達されることになる。

歴史面では、金東囲建設時における十甲間での領域画定とそれに付随する権利付与等を史実とし、「白藤岡の集落部分だけを該郷の領域とすべき」という金溪郷の主張を「理由なきにあらず」と判断する。他方、白藤岡郷は、乾隆年間の知県楊<sup>(21)</sup>が作らせた碑文を根拠に、「東は猪塍墩、西は朱氏塘、南は藕塘壟、北は新竇涌まで」が領域と主張する。猪塍墩は第18段猪塍壟（＝朱塍壟）の北西に在る小丘である（図4に記号Aを付した地点、参照）。朱氏塘は第39段朱氏壟近辺の塘（後段の猪屎壟涌のことか）であろう。藕塘壟は第33段東藕塘壟と第35段西藕塘壟を指すと思われる。新竇涌は集落のすぐ北側の水路を指そう。図4に記号Aを付した地点を見ると、呉に対して主張した領域が、49段全部ではなく、かなり狭くなっていることがわかる。そして呉は、この碑文には疑問点が多いので証拠として採用しない。

第二に地勢面では、白藤岡郷の総人口は665人であり、人口600人以上の郷村の領域が集落部分だけというのは、「自衛の面」で支障がある<sup>(22)</sup>との判断を示す。

第三に経済面では、白藤岡の農民が所有・耕作している耕地の収穫量は、他郷の農民のそれと遜色がないので、金溪郷が享受してきた涌源・壟埜（鴨埜）等の収益を白藤岡郷に与える必要はないと判断する。

以上の歴史・地勢・経済の各側面を考慮し、①自衛の観点、②「引水・堆肥および他の



農事に関する用途」の観点から、金溪郷の領域を少し削り、白藤岡郷に集落部分の外側に「やや広大な土地」（「較廣大之地」）を与える案を提案する。具体的には、集落の東側は壟頭塘まで、西北側は小涌まで、南側は塘基脚および大塘までを領域とする。ただし、この領域内の涌源・壟埒（鴨埒）等の収益は、従来の慣習どおり、金溪郷二甲に享受させる、というものである。

さて、壟頭塘とは第8段の壟頭壟の西側の壟頭涌という水面を指し、小涌とは前出の新竇涌の言い換えで、集落北側の江背涌＝崗背涌という水面を指すと考えられる（図4に記号Bを付した地点、参照）。塘基脚と大塘だが、図4・5で、集落の東南に比較的大きな魚塘「村前塘」があり、続いて「第10段 塘基脚壟」がある。「大塘」は村前塘を指し、塘基脚は村前塘と塘基脚壟との間にある、村前塘の岸の斜面部分を指すと思われる<sup>(23)</sup>。図4に記号Bを付した地点を見ればわかるように、集落外側の直近空間に限られたものであり、呉がいう「やや広大な土地」から思い浮かべるイメージとは程遠い。すなわち、白藤岡郷が領域として主張した1,200畝の大部分を、呉は金溪郷の領域と判断したことになる。しかも、呉が白藤岡郷に付与しようとする壟頭塘・小涌・大塘は基本的に水面であり、塘基脚は陸地ではあるが魚塘の斜面であり、耕地ではない。そして上記空間（特に壟頭塘・小涌）からは涌源・壟埒（鴨埒）等の収益が得られると思われるが、それは金溪郷二甲に享受させる<sup>(24)</sup>。白藤岡郷が上記空間から享受できるのは「引水（灌漑水）・堆肥（涌や塘の底に溜まる泥土や斜面の雑草か）および他の農事に関する用途」という、涌源・壟埒（鴨埒）に比べて収益性があるとは必ずしも認識されていないものに限られている<sup>(25)</sup>。

以上の検討から、一個の主体としての郷（実際にはその下位の甲＝村）が得る収益として、水面から得る涌源・壟埒（鴨埒）と、水面以外の自然から得る寄庄穀とが存在することが判明する。この点を考慮すると、金東圍の内部空間を分析するには、さしあたり、第一に土地利用の面から、耕地（白藤岡郷の人が所有・耕作する耕地もある）とそれ以外（さしあたり水面など）とに分け、第二に収益の面から、耕地からの収益と涌源・壟埒（鴨埒）・寄庄穀と呼ばれる収益とに分け、第三に収益を得る主体の面から、個別農家と郷（ないし村）とに分ける必要がある。そして、これら要素が各々どのように性格づけられ、そして配置されているかを検討することで、白藤岡郷という外部の郷（ないし村）の農家によって所有・耕作・納税されている耕地が、金溪郷（ないし村）の領域となっている慣習の構造も解明されると思われる。この考察には、涌源・壟埒（鴨埒）・寄庄穀の意味の解明が求められる。しかし管見した文字資料では、その意味を知ることができない。そこで、現地の老農民に尋ねることにしよう。

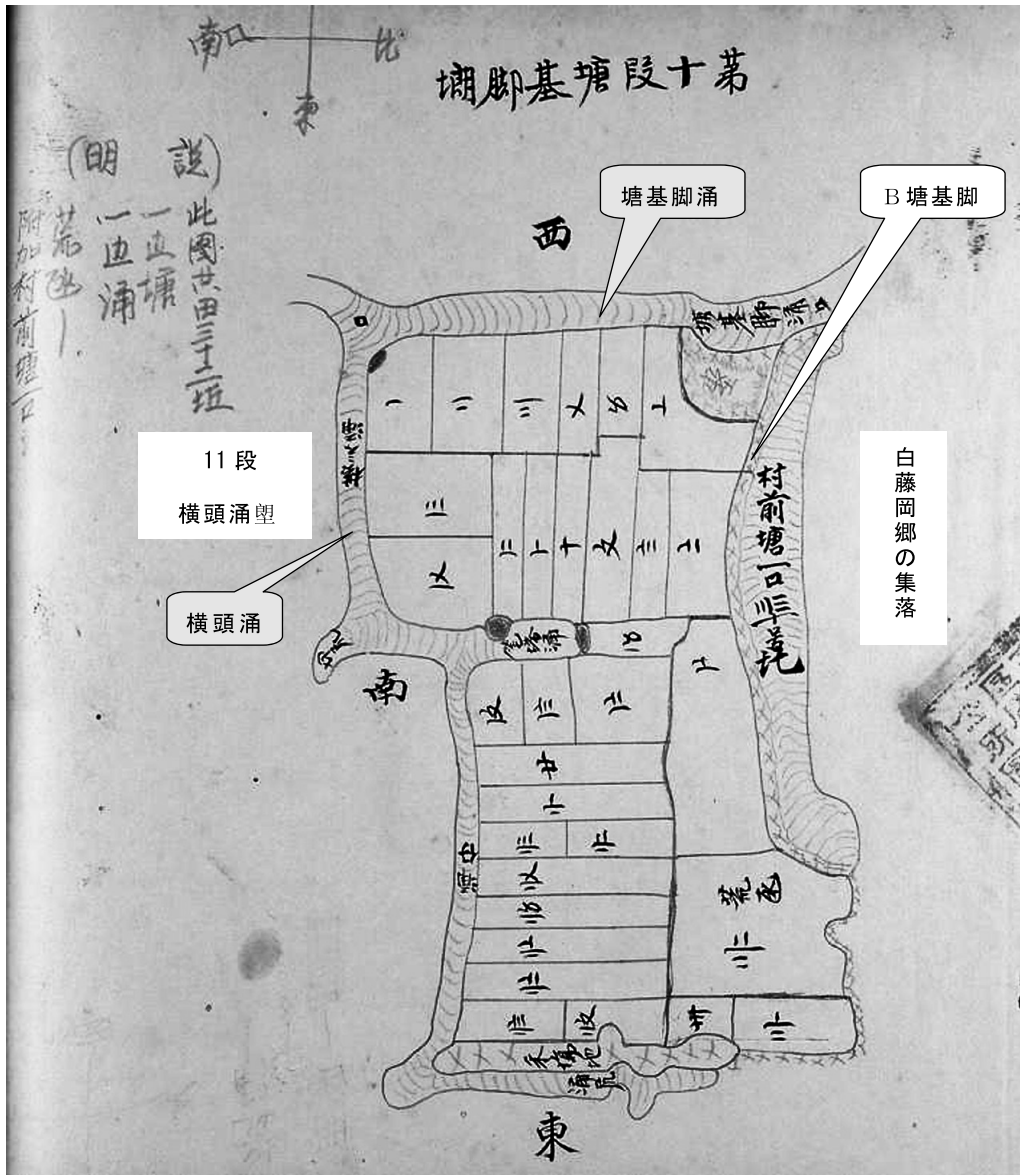


図5 「第十段 塘基脚塋」(1934年「高要縣第八區騰岡郷田畝調査清冊」より)。地番の数字は蘇州碼で表示され、附加の「村前塘」を含め、全部で33筆ある。西側の涌源の名称は塘基脚涌であり、10段塘基脚塋に付随する涌源と推測できる。一方、南側の涌源の名称は横頭涌であり、11段横頭涌塋に付随する涌源と推測できる。

## II 字の世界と一筆耕地の世界（土地改革前夜）

2009年1月、1934年時点の高要県第八区の金東囲に赴き、金江村民委員会（昔の白藤岡郷）、金一村員委員会（一甲村と二甲村）、金二村民委員会（三甲村と四甲村）、東圍村民委員会（＝墨江村）において、聞き取りと短時間の実地踏査を行った。なお、当方からの条件が十分に伝わらず、金江村委と金一村委では、土地改革前の経営耕作経験があまり豊富でない古老の採訪にとどまった。金二村委（三甲村）と墨江村では、解放前に十分な経営耕作の経験がある農民を採訪することができた。片山2009は、その時の聞き取り内容を中国語原文で収録したものである。

### 1 筆耕地に至る重層的区画

金東囲内に所在する一筆々々の耕地は、物理的には、その外部空間から三重に区画されている。まず金東囲の堤防は、西江などの外水が流入してくるのを制御している。すなわち、この堤防によって区画されている第一の空間として、囲内の陸地・水面の全体がある。つぎに「騰岡郷全図」（図4）を見ると、騰岡郷（＝白藤岡郷）の集落のまわりに、「某某涌」あるいは「某某湖」と名づけられた水面がある。そして、これら水面から区画されている陸地として、「某某塋<sup>ラン</sup>」と名づけられたものが、全部で49段描かれている<sup>(26)</sup>。金東囲の内部に全部でいくつの塋があったかは未詳であるが、かなり多数の塋が存在していた。塋の具体例として「第十段 塘基脚塋」の絵図（図5）を見ると、塘基脚塋はその周囲の水面（塘基脚涌と横頭涌）から区画されている。すなわち第二の区画として、塘基脚塋のような個々の塋がある。そして塘基脚塋の内部には、畦（「田基」と呼ばれる）で区画された一筆々々の耕地が全部で32筆（「村前塘」という魚塘を加えると33筆）所在する。この末端の一筆々々の耕地が第三の区画となる。

以上の三層の区画のうち、塋（塋<sup>ラン</sup>埒とも呼ばれる）は日本でいう「字<sup>(27)</sup>」（特に小字）に相当する。また一筆々々の耕地は、日本では術語で「一筆耕地」と呼ばれている。本稿では、史料用語の羅列を避けるために必要に応じて、塋を字と言い換え、また一筆々々の耕地を一筆耕地と呼ぶことにする。以上、金東囲について、一筆耕地に至る地理空間の重層的区画を整理すると次のようになる<sup>(28)</sup>。

### <①金東囲の内部全体／②塋（＝字）／③一筆耕地>

なお、前述した1934年の「清冊」には、一筆耕地ごとに、地番・地目・面積・地価・業戸名・佃戸名等が記載されている。一筆耕地の地目の大部分は「禾田」（水田）である。

地価が記載されているのは、田畝調査完了後に土地税を従来の田賦から、地価を基準とする「臨時地税」へ切り替えるためである。また、「清冊」所載の絵図では、壟の外側の水面のうち、比較的大きい水面は「某某湖」と記され<sup>(29)</sup>、幅の狭い水路状のものは「某某涌」、あるいはたんに「涌」と記されている。そして、全期間を養魚に使う魚塘、および一期作目は稲作、二期作目の時期には水路となる湖・涌の場合は、田畝調査の対象として業戸や地価が記されているから、課税対象と考えてよい。しかし、これら一部の水面を除き、他の大部分の水面は調査対象となっていないから非課税と考えられる。現地の老農民は、これら壟の外部に在る水面を「涌源」と総称している。本稿では、同じく史料用語の羅列を避けるために、この涌源も必要に応じて「水路」と言い換えることにする。

さて、農作物栽培の場である一筆耕地については、近世・近代中国を通じて、一般に次のように理解されている。すなわち、所有者としての業主が存在し、納税の義務を負う。業主は当該耕地を自ら経営耕作してもよいし、出租（小作に出）してもよい。そして売買・相続によって、業主となる者は変動していく。売却する対象、あるいは出租する相手は他の村の者でもよい、と。今回の調査でも、土地改革前夜の金東囲において、以上の点が妥当することを確認できた（口碑F・Gなど）。

ところで、字に相当する第二区画については、従来、ほとんど照明が当てられてこなかった。というのは、管見では、字に言及する文献や文書がほとんど存在しないからである。存在しない、あるいは作成されない理由の考察は今後の課題とするが、今回の現地調査で、字に相当する壟や涌源・鴨埜等の重要なキーワードについて、良質の口碑資料を収集することができた。最初に涌源から検討しよう。

## 2 涌源

涌源という術語に対して<sup>こたわ</sup>りを示したのは三甲村の古老であった。それまでは「河涌」という語での問答が続いていたが、河涌での漁にかんする採訪が進むなかで、「河涌は当地では“涌源”と呼ぶ。河流は“海”を指し、西江のことである」[片山2009, p.167]との発言があった。

二甲村での採訪（口碑I）から、一期作目の収穫後に行われる漁について、だいたい金東囲内の涌源です；涌源には境界があるが、一期作後に囲内の3分の2が水面になってしまい、涌源と壟の区別ができない時期はどこで漁を行ってもよい；だが涌源と壟の区別ができる秋冬の漁獲期には、境界を越えて他の村で漁をしてはいけない；等が判明する。

そして、涌源の領域・境界線について、最も明快な話をしてくれたのは三甲の古老である（口碑A・C）。猪屎壟涌という水路が、境界線によって二甲の部分と三甲の部分に分

けられていた；境界線の場所を明確にするために「基埜」という固定標識が設置されていた；固定した標識なので、水路の境界にかんする争論は起きなかった；等が判明する。そして毎年、農曆の九月一日に漁を禁止し、冬至から10日後に基埜の上に盛り土し、水路をせき止め、水を抜いて魚を獲る。漁獲する権利は黄姓の祠堂で入札によって決める<sup>(30)</sup> [片山2009, p. 169]。なお、涌源という語は、広義には水路を指す総称であるが、狭義には冬に漁獲する権利、ないしはそれから得る村の収益を指すようである。

つぎに二甲の黄銳氏の発言（口碑J）、「河涌（＝涌源）は売ってはいけないので「死涌」と呼ぶ。「田」は売ってもよいので「活田」という」に注目したい。すなわち、涌源は売買の対象となっていない。そのため、水路の一定範囲が特定の村に固定的に帰属したまま、変動しないのである。

### 3 字と一筆耕地

ところで口碑Jでは、涌源と対照的に、「田」は売買の対象であると明言されている。この発言があった時点では、採訪者らは土地を一筆耕地の次元のみで考えていた。そのため、二甲の黄銳氏（口碑I）「涌源の帰属先は、田地の帰属に従って決まる。田がある村に帰属していれば、その区間の涌源はその村に帰属する<sup>(31)</sup>」と記録し、同じく二甲の黄錦祥氏（口碑L）「涌源の帰属先は、その涌源が通る壟の帰属がどこかで決まる」と記録した。しかし涌源の帰属先が、田地＝一筆耕地の帰属先で決まるのか、壟＝字の帰属先で決まるのかについては、特に確認を行わなかった。しかし、三甲の古老は「田」と「壟」の区別を強く意識しており、そこから解答を得ることができる。

口碑B<sup>(32)</sup>によれば、前述の猪屎壟涌という水路が接する字として、猪屎壟（朱氏壟とも呼ぶ。図4、第39段）と大壟（同、第23段）があり、「猪屎壟は二甲に帰属していた。猪屎壟の田の90%以上は二甲の村民が所有していたが、金江の村民もわずかに所有していた」とあり、また口碑Dに「旧時、金江は涌源【猪屎壟涌を含めて】を全くもっていなかった」とある。壟の話は字レベルのこと、田の話は一筆耕地レベルのことと考えると、壟と田の違いが理解しやすい。すなわち、猪屎壟という字そのものは二甲に帰属していた；しかし猪屎壟に所在する一筆耕地は、その大部分を二甲の人が所有していたが、金江<sup>(33)</sup>の人も一部を所有していた；一筆耕地を金江の人が所有していたにもかかわらず、金江村は水路を全くもっていなかった；と整理できる。つまり、水路がどの村に帰属するかは、一筆耕地の帰属先で決まるのではなく、壟＝字の帰属先で決まるのである<sup>(34)</sup>。猪屎壟涌が猪屎壟という字を通過する区間では、当該の字が二甲に帰属しているので、その区間の水路も二甲に帰属する、という論理である。つまり、壟は特定の村に帰属しており、その

ことに付随して当該の壟の前を通る涌源もその村に帰属する。そして前述したように、涌源は売買対象でなく、特定の村に固定的に帰属しているという特徴をもつ。壟の帰属先でその帰属先が決まる涌源に上記の特徴があるのであるから、当然に涌源の“元”に相当する壟にも、売買対象ではなく、特定の村に固定的に帰属する特徴が妥当しよう。なお、当該の壟に所在する一筆耕地は、壟が帰属する村の者でなくても所有できる。

この論理によれば、口碑Bの後半に出てくる大壟とそこを通る猪屎壟涌とについて、それぞれがどの村に帰属するかの決まり方は次のようになる。まず、大壟という字において、二甲の領域部分と三甲の領域部分とが境界線で区分される；つぎに、この境界線が猪屎壟涌という水路に延長され、前述の猪屎壟涌における境界を示す基址が水路の底に築かれる；という順序になる。そして、大壟という字において生じている「挿花」（混在）とは、字の境界線付近において、二甲の領域部分に所在する一筆耕地を三甲の人が所有し、その逆に三甲の領域部分に所在する一筆耕地を二甲の人が所有している事態を示すものである。すなわち、一筆耕地の所有という次元での混在であり、字の帰属という次元での混在ではない。

#### 4 寄庄穀

壟と田の性格の違い、あるいは位置する次元の違いについて、曲争壟を例に三甲の古老が語ってくれた内容が口碑Fである。口碑Fを少し敷衍すれば、古老は次のように観念していることになる。すなわち、曲争壟という字とそれに接する水路は、昔から三甲村に帰属していた<sup>(35)</sup>；そして当該の字に所在する一筆耕地はすべて三甲村の人が所有していた；しかしある時に、ある祖先が所有していた一筆耕地を二甲の人に売却した；それで二甲の人が所有する一筆耕地が存在するようになった；しかし、これは「寄庄」の状態なので、二甲の人は「寄庄穀」（収穫ごとに3-4斤／1斗田。1畝=2.4斗田なので、7.2-9.6斤／畝）を払わなくては行けない、と。

注目したいのは、第一に、曲争壟とその涌源も売買の対象ではなく、一貫して三甲村に帰属していること；第二に、しかし一筆耕地は売買の対象となっていること；である。つまり、前述の猪屎壟と大壟に関する整理が曲争壟についても妥当する。ところで第三に、他の村の人が一筆耕地を所有している事態は「寄庄」と呼ばれている。寄庄という術語は、明代里甲制の「寄庄戸」がそうであるように、本来は内部者に限定されている一筆耕地の所有が、外部者にも許可されていることを意味する。したがって、字aが村Aに帰属する場合、字aに所在する一筆耕地は村Aの者が所有するのが本則であると古老が観念していること、そして、本則と異なる場合に寄庄穀を負担させる点から、字aの一筆耕地の所有

者について村Aの者か他の村の者かを区別する慣習が存在していたこと等が判明する。

この寄庄穀を徴収する権利は、基本的には三甲などの村がもっている。ただし、村はこの権利を入札にかけ、落札者に付与する。落札金は村の収入となり、村の用に支出される。寄庄穀の落札者は「管田人」と呼ばれ、当該の村に帰属するすべての塋に所在する水田を巡視し、収穫ごとに寄庄穀を徴収する<sup>(36)</sup>。寄庄穀を徴収する慣習は、三甲では日中戦争後にはなくなっただろうが、墨江では土地改革前夜まで続いていたようである（口碑F・M）。

以上、塋は売買の対象にならず、ある特定の村に固定的に帰属している。そして、一個の塋は基本的には複数の村に帰属せず、特定の一個の村に帰属している<sup>(37)</sup>。一方、一筆耕地たる水田は、売買によって所有者が村を越えて変動する。すなわち、同じく陸地であるが、塋という区画と一筆耕地という区画とは、売買してよい対象であるか否かという点で異なる次元に位置することが判明しよう。なお、一筆耕地は「清冊」で地価が記載されているように、課税対象である。一方、塋という区画そのものは田畝調査の直接の対象ではない。また塋の上に所在する一筆耕地が課税されている以上、塋にも課税されるとは考えにくい。この点は古老に確認していないが、塋自体は課税対象ではないと考えてよいであろう。

## 5 鴨埒と鵝埒

涌源が村に帰属していることと関係して興味深いのは、個人や個別農家にはアヒルやガチョウを飼育する権利がなく、村がその権利をもっている点である。ただし、その権利を入札にかけて落札者に付与することは、涌源・寄庄穀の場合と同じである。アヒルの場合、雛を成育させる期間の飼育なので、飼育場として陸地と涌源が必要である<sup>(38)</sup>。しかし涌源は村に帰属しているので、涌源を有する村のみが飼育施設の鴨埒を設置することができる。そして鴨埒の場合、一期作目の収穫後に“耕地”に残った穀粒をアヒルに食べさせるという。つまり、落札者は収穫後に残った穀粒をアヒルに食べさせる権利も取得していることになる。その権利を付与したのは村であり、一筆耕地の所有者ではない。したがって穀粒は一筆耕地に残っているのではなく、村が有する塋に残っているという解釈も可能かもしれない<sup>(39)</sup>。

## 6 村と宗族

以上、村のことを中心に叙述してきたが、金東囲の各村は宗族組織が発達しており、一甲・二甲・三甲のいずれでも全村人口に占める黄姓の比率が高い。解放前夜、一甲は4姓

から成っていたが、黄姓が人口の70%を占めていた。二甲は8姓から成る村で、やはり黄姓が最大だが、解放前夜の全村人口800人に対して300人であり、過半には達していなかった。三甲は6姓から成る村で、土地改革前夜の全村人口約600人のうち黄姓が70%を占めていた。このように1個の姓が全村人口の多くを占める場合、村民が村の財産・収入・支出と宗族のそれとを誤認する可能性は高い。

二甲の場合、被探訪者が陸姓だったこと；陸姓祠堂で入札が行われていたこと；等もあり、鴨埭の設備とその落札金収入、涌源の落札金収入のいずれも村のものであり、宗族（黄姓・陸姓等）のものではないと回答している [片山2009, p. 163]。三甲の場合、涌源・鴨埭・鵝埭・寄庄穀の入札はほとんど黄姓祠堂で行われていたが、3人の黄姓古老は一致して、それらが村の財産・収入・支出であり、黄姓のものではないことを明快に回答している<sup>(40)</sup> [片山2009, pp. 166-169]。

かくして、土地改革前の金東圍における村の領域とは、村に固定的に帰属している塋(字)と涌源(水路)との集合となる<sup>(41)</sup>。一筆耕地が村Aに帰属する塋に所在していても、村Bの者が所有できる点から、村が領域内の土地に対して全面的包括的な支配権をもつわけではない。しかし、村が塋と涌源に対してもつ権利が固定的なものである点は注目してよいであろう。そしてその領域は、涌源での漁獲、鴨埭・鵝埭での家禽飼育、寄庄穀の徴収等の収益を生み出す財であった。村はこれら各種収益の権利を入札にかけ、その落札金を村の収入とし、村の用に支出していた。すなわち、財には売買できる財と売買できない財とがあり、売買できない財の典型が村の財であった<sup>(42)</sup>。これらの点から、金東圍の一甲～六甲の村を「団体としての村」と性格づけることは可能と思われる。

## 7 金江村

前述したように、1934年の省民政庁の裁定は、金江村（当時は白藤岡郷）に若干の領域を与えたが、その領域内の涌源およびこれに付随する鴨埭は付与しなかった。そして後論するように、金江村は遅くとも土地改革まで、塋・涌源・鴨埭をもたない村であった<sup>(43)</sup>。この点は、元代の金東圍の建設に参加した一甲～六甲の6村が塋・涌源・鴨埭の権利を保有していたのとは対照的である。明代に「開村」した金江村がこれらの権利をもたない理由は、1934年に金溪郷が主張したように、金東圍の建設に参加していないことと大きく関係しよう。

ただし、金東圍建設への参加の有無だけに目を向けると、1934年に金江村が集落周囲の1,200畝を自己の領域と主張した根拠がわからない。そこで、一筆耕地にとっての直接の基体である塋の造成・整備（および涌源の掘削・整備）を行ったのは誰か、という点も



視野に入れてみよう。各塙（と涌源）が特定の村に帰属しているのは、各塙（と涌源）が村を単位に造成・整備されたためである可能性が大きいと思われるからである。

金東圃内部は地勢が低いため、集落は地勢の高い丘陵の斜面や周囲にできる。金江村の集落も白藤岡という小さな丘陵の周囲にある。その北には白藤岡に比べてはるかに大きな丘陵の陸州岡（六洲岡、鹿洲岡とも書く）があるが、そこに集落はない（図2）。金江村の人々はなぜ陸州岡に集落を作らなかったのであろうか。これについて二甲の陸雪桂氏は、陸州岡近辺は一甲の領域で、一甲の人々がずっと耕作してきた。金江村の人々が移住してきた時にはすでにかかる状況で、陸州岡近辺を開発する余地がなかったので、白藤岡に集落をつくったのだらう、と（片山2009には未収録）。納得できる説明である。少し敷衍して想像をたくましくすれば、金江村の集落周辺は一甲・二甲・三甲の領域であるが、3村の集落から遠いこともあり、3村は塙を造成したものの、あまり整備しなかった；代わりに金江村の人々が白藤岡に集落を作り、それらの整備に従事した；こうした開発への投資にもとづき、金江村の人々はいつしか周囲の1,200畝を自己の領域と考えるようになった、と。かかる開発への一定程度の貢献という想定は、金江村の謝宝源氏の発言（口碑N）「地主が収租に来て、適当な量の穀物を渡せばそれで済んだ。決まった租額はなかった」とも符合しよう。ただし、金江村が上記の方法で開発に貢献したとしても、1934年時点では、その貢献のあり方は従来の慣習を打破し、新たな領域画定の基準として認められるまでには至らなかったということになる。

## おわりに

---

以上から、土地改革前の金東圃、少なくとも一甲～六甲の6村では、課税対象である一筆耕地は個別農家が所有・耕作し、売買を通じて所有者が変動する世界であった。これを〈一筆耕地の世界〉と呼ぼう。他方、〈字と涌源の世界〉は非課税であり、特定の村に固定的に帰属して村の領域を構成していた。すなわち、自然の領有において、次元を異にする二層の階層構造が存在していた。

このうち、〈字と涌源の世界〉は、従来、その存在がほとんど知られていなかった。そして、この世界の存否は「団体としての村」の存否と関係するから、かりにこの世界が金東圃以外にも存在する<sup>(44)</sup>、あるいはかつて存在していたとすれば、それは旧中国、とりわけ近世以降に堤防による開発が進められた華中・華南における自然と社会の関係史に大きな変更を迫ることになる。とはいえ、〈字と涌源の世界〉は売買が行われず、かつ非課税の世界であるため、関係する文字資料は、民間の側にも公権力の側にも残りにくい。

この世界の存否、そして具体的様相を掘り起こすには、いまのところ老農民を採訪するしがなく、しかも老農民は減少しつつある。中国史上の自然と社会のテーマを扱う研究者に早急の現地調査が求められる所以である。

最後に、かかる自然の領有のあり方が土地改革以降どうなったかについて、主に口碑D・Eの内容を紹介・整理しながら今後の課題を展望することにした。

土地改革の際に、金江村は一甲～六甲の6村とともに「金利郷」を構成し、同じ郷のなかの一村として土地の没収・分配等に関わることになった<sup>(45)</sup>。土地改革前夜、金江村に帰属する塋はなかった<sup>(46)</sup>。また、金江村の人が真に所有する一筆耕地は少なかった（口碑N・O）が、租佃によって経営耕作する、人口1人当たりの面積は多かった。1934年の争論の状況から、金江村の人が租佃する一筆耕地の多くは、一甲・二甲・三甲の塋に所在していたと推測される。それら一筆耕地の所有権を、土地改革で円滑に金江村に分配するには、6村（特に一甲～三甲）が金江村と同一の郷であると都合がよい。この理由で金江村と6村とが一個の郷を構成したのであろう。

土地改革は二つの基準にもとづいて実施された。第一は、「耕者有其田」の理念に沿う「原耕基礎不変」の原則である。これは、経営耕作を伴わない耕地所有の否定＝耕地の所有権をもたずに経営耕作している者への所有権の付与である。具体的には、土地改革前夜に経営耕作されていた一筆耕地が、その所有権をもっていたか否かにかかわらず当該の耕作者に分配されることになる。第二は「人均標準」である。これは、人口1人当たりの最低限の耕地面積を同一郷内で保障することである。すなわち、土地改革前夜に一筆耕地を経営耕作していた面積が少なくても、最低限の面積が分配されるわけである。

第一基準にもとづき、金江村の人には多数の一筆耕地の所有権が与えられることになった。一方、四甲は人口1人当たりの「原耕」面積が少なく、「人均標準」を下回っていた。そこで第二原則にもとづき、第一原則で金江村に与えられるはずの「原耕」の土地のうち、第30段大肚塋の60畝が四甲に分配されることになった<sup>(47)</sup>。また五甲は金利郷で人口最多の村で、やはり人口1人当たりの「原耕」面積が少なかった。しかし「人均標準」に近い数値であったので、三甲から10数畝を割いて五甲に分配しただけで済んだという。

つぎに大躍進であるが、その理由・経緯の詳細は未詳であるが、この時に、金江村に涌源の一部が分配され、これによって金江村は初めて涌源をもつに至った。

以上の点に若干の分析を加えよう。第一に、涌源の帰属変更は大躍進に至って実施され、土地改革では行われなかったらしいこと、第二に、大躍進の時には集団化が達成されているから、大躍進の時に金江村が得た涌源は、村に帰属する財となる。すなわち、〈字と涌源の世界〉のうち、涌源という収益性のある財が村に帰属する構造が、土地改革では消滅

せず、遅くとも大躍進まで続いた可能性がある。それでは〈字と涌源の世界〉のうち、〈字の世界〉は土地改革後に消滅したのであろうか。この点については2009年1月の調査では聞き取る時間がなかった。すべては今後の実地調査次第であるが、当面、最も関心を引くのは、村の領域の問題である。土地改革前夜における村の領域は、〈村に帰属する字・涌源の総和〉であった。これと比較して、土地改革直後および改革開放以降のそれは、どのように図式化できるのか、きわめて興味深い問題である。この点に関連して、実地踏査時に聞いた話（片山2009には未収録）では、前述の土地改革・大躍進等による変化を除けば、現在の一甲～六甲の領域（図3）は土地改革前の領域と基本的に同じであるという。基本的に同じである理由は、土地改革や大躍進における領域の変動はあくまで量的変化であり、領域を構成する要素に質的变化がないことによるのかもしれない。

一筆耕地についても、次の問題を指摘できる。土地改革前夜、一筆耕地の所有権は村を越えて売買されていた。ただし寄庄穀の存在は、村の内外を区別する慣習の存続を示唆する<sup>(48)</sup>。そしてそれ以前については、村に帰属する望の一筆耕地はすべて、当該の村の成員が所有していたと観念されている。ところで改革開放以降、一筆耕地は所有権に近似する使用権を取得した農民によって経営耕作されている。その場合、使用権を直接に取得できるのは、一筆耕地を「集団所有」している集団（村民委員会やその下位の村民小組）の成員に限られており、他の集団の成員に対しては排他的である<sup>(49)</sup>。すなわち、一筆耕地の次元における村の内外の区別について、土地改革前夜と改革開放以降との外見のないし観念的類似性を窺うことができる。したがって、土地改革前夜における自然の領有の構造と改革開放後におけるそれとの共通点と相違点を検証することも求められよう。

## 参考文献

- 戒能通孝 1943 「支那土地法慣行序説——北支農村に於ける土地所有権と其の具体的性格」『戒能通孝著作集 第4巻 所有権』日本評論社、1977年、pp. 112-202。なお、原載は『法律社会学の諸問題』（1943年）である。
- 片山 剛 1996 「清末・民国期、珠江デルタ順徳県の集落と「村」の領域：旧中国村落の再検討へ向けて」『東洋文化』第76号、pp. 163-199。
- 片山 剛 2006 「1930年代広東省の「田畝調査冊」の性格と作製経緯」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第1号、pp. 2-13。
- 片山 剛 2008 「1930年代広東省土地調査事業と郷の境界画定：「村の土地」の存否をめぐって」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第3号、pp. 31-50。
- 片山 剛 2009 「2009年高要市金利鎮調査記録：「村の土地」の実在をめぐって」『近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター』第4号、pp. 155-175。
- 寺田浩明 1989 「中国近世における自然の領有」『歴史における自然』（シリーズ世界史への

問い1) 岩波書店、pp. 199-225.

寺田浩明 2008 「境界を作る力——片山報告に触発されて」『近代東アジア土地調査事業研究  
ニューズレター』第3号、pp. 51-54.

旗田 巍 1973 『中国村落と共同体理論』岩波書店、304 p.

張 佩国 2002 『近代江南鄉村地権的歴史人類学研究』上海人民出版社、367 p.

## 史料

史料1と史料2の原史料の全文は、片山2008 (pp. 47-50) に各々史料2、史料3として掲載してある。

史料1：民国23 (1934) 年5月26日付、高要県の県長馬炳乾から第八区公所の区長黄有年宛の訓令「令第八区公所秉公調処白藤岡郷與金溪郷互争田畝区域文」所引の白藤岡郷の郷長謝鉅華の主張（『高要県政公報』第10期、民国23 (1934) 年6月1日、財政、pp. 80-81）文中の■は「米」+「卜」に見える。「佃」の意味か。

（前略）查屬郷與一甲、二甲、三甲，昔不同約，今不同郷，相距復四五里之遙，各疆各土界限天然。（中略）而屬郷四邊之田，總計一千二百餘畝，數百年來均屬自置自耕，自戶自稅，業非一二三甲之業，主非一二三甲之主，■非一二三甲之■。（後略）

史料2：民国23 (1934) 年12月3日付、高要県の県長馬炳乾から第八区公所の区長黄有年宛の訓令「奉民政庁令發吳視察呈覆勘明高要第八区騰江 (= 白藤岡)・金溪兩郷争界案原呈一件連同図說飭即遵照辦理等因抄發原附各件轉飭遵辦具報文」所引の省民政庁の視察吳魯賢の報告「爲呈復事」（『高要県政公報』第16期、民国23 (1934) 年12月1日、自治、pp. 125-129）

ア（前略）據金溪郷人稱：其先祖于元朝時代，與清平郷人共築金東圍，將圍內之圍基、田地劃分十甲（即十份）。一、二、三、四、五、六甲屬金溪郷，七、八、九、十甲屬清平郷所有。各甲內之涌源、塹埒、寄庄谷等，歸各該甲收益，以爲酬報建築圍基所費勞力及日後修築圍基之用，繪就圍圖，劃分疆界。行之數百年，向安無異。當時騰江（一名白騰岡，又一名白騰江）尙未立村，現該村所在地及村外周圍之涌源、塹埒、禾田皆屬金溪郷地方。今騰江雖已成郷，充其量亦祇應以屋宇所在地爲郷界，屋宇以外屬金溪郷郷界，等語。（中略）

イ綜核上開各種情形，擬訂一折衷辦法，似宜於騰江郷屋宇所在地之外，酌劃與較廣大之地爲郷界。職意就天然形勢，擬于該郷之東以塹頭塘，西北以小涌，南以塘基腳及大塘，爲騰江郷界（如附圖）。至界內之涌源、塹埒等收益，仍照向來習慣，歸金溪郷二甲享受。如此辦法，金溪郷或以在騰江屋宇外，多劃地段，歸入騰江郷界，爲失望。

在騰江或嫌鄉界尚狹，且又不能打破慣例以享受涌源、墾埒權利，爲不滿意。顧職之所以如此擬議者，實有原因在也。謹按一村一鄉，爲自衛計，應于住宅外，予以相當之用地。況屬農村，如引水堆肥及關於其他種種之農事用途，更當給以必須之餘地，則騰江鄉界，自不能如金溪鄉之請求，僅以屋宇所在地爲限。（後略）

## 口碑資料

中国語原文は、片山2009（pp. 159-171）に掲載してある。A～Oの各段の末尾のページ数は、片山2009における中国語原文の掲載ページを示す。【 】内は片山による注釈。

### ◆2009年1月8日三甲村での聞き取り

黄熾新（1928年生）、黄熾森（1922年生。20歳で耕作開始）、黄維武（1932年生。48年に耕作開始。農協委員）

A二甲〔の涌源〕と接している涌源一条が金江村付近に在った。その涌源は猪屎墾涌で、二甲の涌源と三甲の涌源に分かれ、その境界に「基埒」があった。固定標識とするために、境界線の河床を他の河床よりも人為的に高くしたものの、これが基埒である。（片山2009, p. 167）

B猪屎墾涌は、猪屎墾（朱氏墾とも呼ぶ）【図4、第39段】と大墾【同、第23段】に接している。猪屎墾は二甲に帰属していた。猪屎墾の田の90%以上は二甲の村民が所有していたが、金江の村民もわずかに（「很小一部分」）所有していた。大墾は、基埒の境界の延長線上で二甲に帰属する部分と三甲に帰属する部分とに分かれていた。大墾のうち、三甲に帰属する部分の田のほとんどは、三甲の村民が所有していた。同じく、大墾のうち、二甲に帰属する部分の田のほとんどは、二甲の村民が所有していた。ただし基埒の境界の延長線上付近では、「插花」があった。（中略）（片山2009, p. 167）

C基埒の位置は固定されていたので、二甲と三甲の間に涌源の境界についての争論は起きなかった。（中略）（片山2009, p. 167）

Dむかし【後述のように大躍進以前】、金江村は涌源をまったくもっていなかった。だから鴨埒ももっていなかった。しかし金江村の人も【涌源や鴨埒の】入札に参加することは可能であった、また鴨埒で雇用されることも可能であった。（片山2009, p. 168）

E（黄維武氏の発言）1952年の土地改革の時に、私は農協（農民協会）の委員だった。金江（白藤岡）・一甲・二甲・三甲・四甲・五甲・六甲で一つの農民協会を作り、「金

利郷農民協会」と呼んだ。金江の人の多くは移住して来てアヒルの飼育番や墓守りをやり、後に定着してからは二甲・三甲の田の入札に応募して落札し、二甲・三甲〔の者が所有する〕の多数の田を耕作していた。土地改革の時の規定は「原耕基礎不変」であり、【金江の人が土地改革前に耕作していた面積（「原耕」）は多かったので】土地改革でかれらに多数の田が分配されることになった。土地改革後、【金江の集落に近い】「涌源」付近の田はみな金江の田になった。しかし、四甲は人口が多く田が少なかった。金江は【土地改革で分配されることになる】田が多かった。そこで金江から60畝を割いて四甲に与えた。この60畝は大肚墾【図4、第30段】の田である。土地改革の時に【金江に田は分配したが、】涌源は分配しなかった。大躍進の時に至って初めて涌源の一部を金江に分配した。土地改革時、人口が最も多かったのは五甲である。ただし【五甲における】「原耕基礎」にもとづく人口一人当たりの田の分配面積は、土地改革時の【金利郷に全体における】「人均標準」（人口一人当たりの最低基準面積）に基本的に合致していたので、三甲から10数畝を割いて五甲に分配するだけで済んだ。（片山2009, p.168）

F 曲争墾について。その涌源は三甲のものである。その田は二甲のものと三甲のものが「插花」している。白水湾について。その涌源は三甲のものである。その田は二甲のもの、三甲のもの、五甲【四甲の誤りか<sup>(50)</sup>】のものが「插花」している。

“墾”と“田”とは【次元が】異なる。曲争“墾”は三甲のものである。しかし【曲争墾に所在する】“田”のなかには二甲のものもある。なぜこういう表現になるのかというと、曲争墾に所在する田は、むかしはすべて三甲の人が所有していた。しかし祖先が二甲の人に田を少し売ったので、二甲の人が所有する田ができた。しかし二甲の人の田は「寄庄」しているものなので、三甲の「管田人」が巡視し、田を所有する二甲の人は三甲の管田人にお金を払わなくては行けない。この【三甲の】管田人は入札で決める。「寄庄穀」とは管田人に払う穀物を言う。我々三甲のなかにも、二甲に寄庄している田がある。1斗田の寄庄穀は3-4斤である。1949年以前、「挣稿」による1斗田の収穫量は比較的よい場合で100斤であった。挣稿の収穫は2回あるので、寄庄穀も2回徴収し、毎回3-4斤/斗田である。三甲の人は寄庄穀を払う必要はない。たぶん族産（「太公」）の収入から払われているのだろう<sup>(51)</sup>（黄維武氏の発言：日中戦争後は、寄庄穀を徴収したという話を聞いていない）（片山2009, p.168）

G（黄熾森氏の発言）1943年、私は寄庄穀の入札に応募した。黄氏祠堂（午前に座談会を開いた場所）で入札が行われた。落札金は村【三甲村】全体のものなる。ただし「寄庄戸」から徴収したものは落札者のものになる。三甲の入札で落札する者は一般

に3人で、一艘の「禾艇」で巡視する。私の収入となる穀物がどのくらいだったか憶えていない。ただし一度落札すると、少なくとも穀物100斤（1畝<sup>(52)</sup>の1年分の収穫量に相当）が収入になった。落札額に引き合う収入だったと思う。三甲【に帰属する塿】のすべての田を巡視する必要があった。ただし寄庄穀は、他の甲【三甲以外】の人が所有する田から徴収するだけである。私は、寄庄している二甲の人の所に行って寄庄穀を徴収したことがある。四甲にも【三甲に帰属する塿の田を】若干寄庄している人がいた。当時、四甲の管田人も三甲に来て寄庄穀を徴収していた。二甲・三甲・四甲の【人が所有する】田が【他の甲の塿に】混在していた。相互の寄庄はこの3甲の間のみであり、五甲は寄庄していなかった。管田人は収穫後に、田を寄庄している人の穀物乾燥場へ行き、脱穀したら寄庄穀を徴収し、すぐにその場を去る。（片山2009, pp. 168-169）

H 宗族の財産（「太公」）の収入には、鵝埜・鴨埜・涌源・寄庄穀の収入があったか？

鵝埜・鴨埜・涌源・寄庄穀の収入は宗族組織の収入ではなく、三甲村（すなわち黄姓だけでなく、三甲村を構成する6姓）の収入である。村の収入で最も多いのは鵝埜のそれで、落札金の収入が年に穀物1万斤以上あった。鴨埜は穀物2千～3千斤であった。（片山2009, p. 169）

◆ 2009年1月7日金一村委（一甲・二甲）での聞き取り

黄銳（1926年に一甲で出生。16～26歳は短工）、陸雪桂（1938年に二甲で出生。生産隊長等を経験）、黄錦祥（1917年に二甲で出生。14歳から耕作開始）

I（黄銳氏の発言）稲の一期作目の収穫が終わると、漁をしたり、出稼ぎしたりする。むかし金東囲の涌には魚がたくさんいたので、だいたいは涌で漁をした。時には西江で漁をしたこともあった。一期作目の収穫後、大多数の塿は水没してしまうので、塿と涌の見分けがつかなくなる。金東囲全体の3分の2は水面になってしまい、境界が分からなくなるので、漁の制限もなくなる。水が退いたら、河涌が現れてくるので、各村【の者】は境界を越えて漁をしない。もし境界を越えて漁をしたら暴力沙汰になる。それで白藤岡や東慶の者は境界を越えて漁をしに来ない。河涌の境域は「田地」によって決まっている。「田」が帰属する村に、その区間の河涌も帰属する。（片山2009, p. 163）

J（黄銳氏の発言）河涌不可売、所以叫“死涌”。田可以売、所以叫“活田”。（片山2009, p. 164）

K（黄錦祥氏の発言）【自作地の】4斗田1筆は下塿に在った。下塿は三甲【に帰属していた】。いまは曲争（漢字不明のため仮に音通で「曲争」と書く）塿と呼んでいる。（中

略) 自作地の4斗田は二期作が可能な水田で、地勢が少し高かった。これは祖先が購入したものである。元の所有者は三甲の人だった。しかし我々は三甲【の領域である下壟の涌源】で漁をしてはいけなかった。もし下壟全部が水没し、河涌を見分けることができなくなれば、【三甲の領域で】漁をしてもよかった。秋冬になって河涌が現れてくれば、【三甲の領域で】漁をしてはいけなくなる。(片山2009, p. 165)

L (黄錦祥氏の発言) 【壟埜の間の】境界線はなかった。ただし各壟埜がどの村に帰属しているかは非常にはっきりしていた。壟埜の帰属【先の違い】が“境界線”を形作っていた。しかし実際には境界線はなかった。河涌がある壟を通ると、その区間の河涌は【その壟が帰属する】村に帰属する。河涌がその下流区間で別の村の壟を通れば、その区間はその別の村の河涌になる。(片山2009, p. 165)

◆2009年1月9日東囲(墨江)村委での聞き取り

黄成武(1928年墨江で出生。15歳から耕作再開)

M (黄成武氏の発言) 他の村の【人が所有する】田が墨江の壟埜に所在している場合、寄庄穀を払う必要がある。もし他の村の人が、墨江村に帰属する壟埜の田【この場合、田の所有者は墨江の人】を租佃しているだけなら、寄庄穀を払う必要はない。(中略) 解放後に宗族が打倒されたので、寄庄穀もなくなった。(片山2009, p. 171)

◆2009年1月6日金江村での聞き取り

謝宝源(1937年金江で出生。12歳で耕作開始)

N (謝宝源氏の発言) 私が租佃していた2筆のうち、1筆は大壟【図4、第23段】に、1筆は深涌尻【図4、第14段】に在った。大壟の方の地主は要古(現在の金利鎮三要村委會)で、陸姓か梁姓の族産であった。抗戦前には、たまに収租に来ることもあったが、我々は適当な量の穀物を渡せばそれで済んだ。決まった租額なかった。抗戦後、かれらはずっと収租に来なかった。(片山2009, p. 160)

O (謝宝源氏の発言):我々【金江村の人】は所有地【「自己的田」】をもっていなかった。元々租佃していた地主が長期間収租しに来ず、また誰も【未納を】追求しに来なかった。後、後に所有地【「自己的田」】となり、それを子孫に伝えてきたので、祖先伝来の所有地になったのである。(片山2009, p. 160)

註

- (1) 中国語の〈村〉や〈村庄〉の本義は集落であり、集落の外側の農地等の意味は含まれていない。
- (2) 華北については、戒能通孝1943、旗田巍1973、参照。



- (3) 「私人の土地所有」は、官地と対照して、「民地の所有」と言い換えることができる。
- (4) 1950年、金東囲を含む5個の囲の聯囲化が計画され、金安囲と命名された〔金利区志編写組『金利区志』1988年6月、p. 58〕。
- (5) 片山1996（pp. 166-167）で紹介した、1934年の順徳県第三区の陳村郷と赤花郷の間の領域画定は、本格的測量を伴うものであり、民政庁所管の土地調査の事例である。
- (6) 『鶴山県政公報』1935年6月、本県法規の項目、pp. 31-39。本細則は1933年後半～34年1月頃の制定と推測される。
- (7) 以下、本争論については、特に断らないかぎり、本稿末尾の史料1・史料2にもとづいて叙述する。
- (8) 行政村は、1929年の区郷鎮自治法によって、地方行政区画としての正式な位置を失うが、実際には、郷の下位単位としての機能を持ち続ける。これから紹介する、高要県第八区金溪郷における下位単位の一甲～六甲などがその例である。
- (9) 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻2、地理、「三．区郷之分劃」、p. 36。
- (10) 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻11、隄防、圍隄表、p. 537。
- (11) 民国36（1947）年序『高要県志初編』巻2、地理、「三．区郷之分劃」、pp. 48-49、および巻11、隄防、pp. 536-538。
- (12) 注11所掲史料、史料1、および「令知對於該区羅客東等二十三郷合併為清平二十三村聯郷一案、現奉庁令應准合併、仰轉飭知照文」（『高要県政公報』第15期、民国23（1934）年11月1日、自治 pp. 115-117）。
- (13) この17村は、現在はいずれも自然村として扱われている〔前掲『金利区志』p. 56〕。
- (14) 史料1の「業非一二三甲之業」は、天然の地形で区切られた領域内に所在する「業」＝田畝のことを言ったもので、属地主義的主張と考えられる。
- (15) 所有者自身が経営耕作する場合だけでなく、所有者が白藤岡郷の人に出租している場合も含まれよう。
- (16) 「高要縣第八區騰岡郷田畝調査清冊 第一段第一號起至四九段二四号止」（『廣東省各縣田畝調査冊』）の一冊で、作製年月は表紙に「中華民國■■■■三年八月編造」とある。■■の破損箇所は「國二十」となる。なお金溪郷の田畝調査冊は収蔵されていない。
- (17) 前述のように、田畝調査は各郷の領域内で行うことが原則だが、1個の段が2郷（あるいは2村）の領域に分かれている場合など、「向來習慣或特別情形」がある場合について、「高要県修正田畝調査細則」第4条は、「（前略）其有欲明瞭某段屬於某村落者、並得於段下用括弧記明之」とある。しかし「清冊」にはそのような注記がまったくない。したがって「清冊」による限り、白藤岡郷は49段全部を自己の領域と考えていることになる。
- (18) 当時の正しい名称は清平二十三村聯郷である。
- (19) 史料2には「壟埗」とある。だが2009年1月の現地での聞き取りによれば、「壟埗」という術語も存在するが、史料2の文脈では「鴨埗」（アヒルの飼育場）が正しい（理由については後段に譲る）。そこで以下、史料に「壟埗」が登場する場合は、「壟埗（鴨埗）」と記すことにする。なお、「令知該區槎西郷與岡陵郷系争界址一案抄發法院判決書及附件仰轉飭遵照文」（『高要県政公報』第14期、民国23年10月1日、自治、p. 134）に、長瀝塘について、一期作目は稲作（「上造挿禾」、二期作目の時期は養魚（「下造養魚」）に利用すると述べたあと、「長瀝塘の鵝鴨埗は槎西郷の布基村の管に係る」と記す。これは、鵝鴨埗（ガチョウとアヒルの飼育場）が「村」（旧行政村）によって管理されている一例である。

- (20) 前段に登場する「寄庄谷」は、「禾田」から得られる収益を指すと思われる。
- (21) 道光6年刊『高要県志』巻二・職官表 (pp. 26a-27a) によれば、乾隆年間の知県として、楊本仁(乾隆28年任)と楊国霖(乾隆41年任)の2人がいるが、どちらを指すかは不明。
- (22) 「自衛の面」で支障があることの具体的内容は不明である。
- (23) 「清冊」では、塹頭涌は第8段26号附加として「面積3.8畝、地価9元/畝、一造」等とあるから、一期作目は稲作、二期作目の時期は、増水期のため水路となるのであろう。崗背涌は第48段27号附加として「計3口で面積は4.5畝、地価9元」とある。「一造」とは書かれていないが、塹頭涌の地価9元と同じなので一造であり、一期作目は稲作、その収穫後は水路となるのであろう。村前塘は第10段33号附加として、「面積11.69畝、地価30元/畝、養魚用」とあり、一年を通じた養魚池である。
- (24) 涌源・塹埗(鴨埗)・寄庄穀のうち、ここでは寄庄穀についての言及がない。その理由については、後段における寄庄穀の意味の解明を待たねばならないが、ここでは、寄庄穀が水面から得られる収益ではないからと推測しておこう。
- (25) 新たに領域となった場所以外で「引水」をしても、金東圍では「過剰な水」が問題になっていたから、比較的自由に「引水」できたのではなかろうか。
- (26) 塹を水路から区画する水路沿いの小堤防は「涌頭」と呼ばれている [片山2009, p. 165]。
- (27) 中国でも、地番の単位となる一筆耕地よりも一つ上位の区画の名称は、千字文を用いて「某字」と表記されることが多い。
- (28) 実地調査では、金東圍の堤防の維持管理および堤防の西江側斜面(「基坦」)の意義等についても聞き取りを行ったが、紙幅の都合もあり、これらは本稿では省略する。
- (29) 塹の内部にある小さな水面も「某某湖」と呼ばれている。
- (30) 漁獲の権利を祠堂で行う入札で決めることは一甲・二甲も同様である [片山2009, p. 163]。
- (31) 調査記録では「田」「田地」と記したが、被採訪者自身は「塹」と語っていた可能性もある。録音記録で確認すべきであるが、被採訪者の言語が広東語であるため、この点は後日に期したい。
- (32) 口碑Bは片山の日本語記録にもとづく(この時、同行の陳忠烈氏は採訪に専念し、中国語記録を残していないため)。
- (33) 白藤岡が村名を金江に改称したのは1956年である。ただし採訪の際に、老農民は白藤岡を指して金江と呼ぶことが多かったので、土地改革以後については、基本的には白藤岡を金江と呼んで叙述する。
- (34) 一条の涌源をはさんで2つの塹が所在する場合、必ずどちらかの塹に帰属しており、涌源の中心線で二分されて2つの塹に両属することはないという。どちらの塹に帰属するのか、その基準は未詳である。しかし塹が造成される時に、同時に涌源も掘削・整備されると思われるから、涌源はその造成される塹に帰属するのであろう。図5の説明も参照。
- (35) 曲争塹が三甲に帰属することを、二甲村の黄錦祥氏も発言している(口碑K)。
- (36) 寄庄穀は巡視費として徴収されていたのかもしれない。
- (37) 一個の塹が2個の村に帰属する例として大塹がある。ただし境界線が存在する(口碑F)。
- (38) ガチョウについては卵から孵化する期間の飼育なので、小屋での飼育が中心である。
- (39) 鴨埗と鵝埗については、口碑Dおよび片山2009 (pp. 163, 166-168, 170) にもとづく。
- (40) 一甲の場合はやや曖昧さが残った。一甲の黄鋭氏は、鴨埗の設備は村のものとするが、

鴨埜と涌源の落札金収入は黄姓のものする [片山2009, p. 163]。宗族組織が発達している場合は、村のことで宗族のこととの混同が、大なり小なり起きるようである。

- (41) 村に帰属する複数の塙は必ずしも空間的に連続せず、飛び地的に存在する場合もある。そのため、村の領域も空間的に連続するとは限らず、一本の連続した境界線によって囲まれるとは限らない（口碑L、参照）。
- (42) 村に帰属する財として、ほかに「基坦」がある。これは、金東圀の堤防のうち、西江側の斜面に当たる場所で、畑として利用されていた。しかし「基坦」は、次第に売買・細分化される傾向にあったようだ [片山2009, p. 164]。
- (43) 金江村と同じく東慶村も、金東圀の建設に参加していない。特に確認していないが、遅くとも土地改革まで塙・涌源を有していなかったと推測される。
- (44) 前述したように、1930年代の広東省における省や県の規定は、郷や村の領域が慣習にもとづき、属地主義的に存在することを想定している。したがって広東では、金東圀のような事例が他にも存在する可能性は高いように思われる。なお張2002には理解が困難な箇所があるが、その観点には本稿と共通する所がある。第一は、集落（村）とその周囲の水面との関係に着目している点（pp. 83-87）、第二は、一田両主制が発達していた江南では、税糧負担に関わる田底権は村外に売却されても、耕作に関わる田面権は売却されずに村内の佃農に残される、すなわち田面権の保持を通じて、村とその領域内の土地との関係が保たれていたと説明している点（pp. 279-281）である。
- (45) 金東圀南半では、旧清平約の11村のうち、金江村を除く10村で「東圀郷」が成立した。
- (46) 土地改革前夜に金江村が塙を有していれば、それに付随して涌源、さらに鴨埜も有しているはずである。しかし後述するように、金江村は大躍進まで涌源を有していなかった。したがって、土地改革における塙に関わる変動内容は不明であるが、少なくとも土地改革前夜までは塙を有していなかったことになる。
- (47) 金江村での聞き取りでは、第30段大肚塙に第28・29・31段を加えた、計4個の塙が四甲に分配されたという（片山2009には未収録）。
- (48) 周知のごとく、一筆耕地を売却する際に、まず親族・近隣に購入の意思を問うという慣習が広く存在していた。金東圀の三甲でも、まず「親人」に問う慣習の存在を確認した [片山2009, p. 168]。その場合の「親人」が三甲所属の者であるならば、寄庄穀の慣習と同様に、〈字の世界〉における村の内外の区別に由来する慣習として理解できる。つまり、親族・近隣に購入の意思を問うという慣習の存続は、〈字の世界〉、さらに「団体としての村」がかつて存在していたことを示唆するように思われる。
- (49) ただし将来に「寄庄穀」のような負担を課す形で、他の集団の成員に使用権を付与する可能性はあろう。
- (50) 後段で、相互の寄庄があったのは二甲・三甲・四甲の間のみであり、五甲の寄庄はなかったというから、「五甲」は誤りで「四甲」が正しいであろう。
- (51) 「寄庄」という語の意味から、三甲の人は寄庄穀を払う必要はないと推測できる。したがって「太公が払う」というのは誤解であろう。
- (52) 「掙稿による1斗田の収穫量は比較的よい場合で100斤であった」という話と矛盾するので、1畝ではなく1斗田かもしれない。